

電動光学台 ST-27

【形状・構造及び原理等】

1. 構成

- (1) テーブル
- (2) スイッチパネル
- (3) 引出し
- (4) 支柱
- (5) 脚
- (6) キャスター
- (7) スプリングコード
- (8) 電源コード
- (9) メタルコンセント
- (10) メインスイッチ
- (11) ヒューズホルダ
- (12) レセプタクル



2. 機器の分類

電撃に対する保護の形式による分類: クラス I 機器

電撃に対する保護の程度による装着部の分類: B 型装着部

3. 電気的定格

電源電圧: AC100V

電源周波数: 50-60Hz

4. 寸法及び重量

寸法: (W) 910mm (D) 660mm (H) 650~850mm 各±10 mm

重量: 53kg ±2kg

5. 作動・動作原理

平行に直立した左右のアクチュエーター内臓の支柱の上部にテーブルが固定され、スイッチパネル上のスイッチ操作によりアクチュエーターを作動させ、テーブルを上下させる。

【使用目的又は効果】

診断のために用いる検眼用器具（卓上型）を積載させるテーブルで、電動で昇降ができ、検者及び被検者に合わせ、検査に最適な位置を設定させるために用いる。

【使用方法等】

- (1) 被検者を本器に積載した検眼用器具の前に座らせます。
- (2) 検眼用器具の使用 방법에合せ、部屋を暗室又は半暗室にします。
- (3) メインスイッチをONにします。
- (4) スイッチパネルの「TABLE」の「UP」、「DOWN」スイッチを押すことによりテーブルを昇降させ、積載した検眼用器具を被検者のアイレベルに調節します。
- (5) 積載した検眼用器具により被検者の検査を行います。
- (6) 検査が終了したら、メインスイッチをOFFにします。

【使用上の注意】

1. 使用前の注意

- ・可燃性薬品、可燃性ガス、高濃度の酸素がある場所で使用しない。
- ・電源プラグは製造銘板に表示されている電圧と周波数の条件に合うコンセントにつなぎ、使用する。
- ・電源プラグはアース付きで、他の装置と兼用ではなく、装置専用のコンセントに接続してください。
- ・水や薬品がかかる場所で使用しない。
- ・強い磁力がある場所で使用しない。
- ・コンセントの周りに物を置かないでください。
- ・コードに重いものを載せたり、挟んだりしない。
- ・濡れた手で電源プラグをコンセントから抜き差ししない。
- ・眼科検査器械以外の器械を載せないでください。
- ・装置の最大許容荷重以上の重さがある検査器械を載せないでください。
- ・テーブルより大きな外形寸法の検査器械を載せないでください。

2. 使用中の注意

- ・機器の異常が発見された場合には、安全な状態で機器の動作を止めるなどの適切な措置を講じる。
- ・装置の昇降は、被検者の身体に装置が接触しないことを常に監視しながら行ってください。
- ・検査器械の顎台に被検者の顎を載せたまま装置の昇降を行わないでください。

3. 使用後の注意

- ・装置の清掃には、有機溶剤（シンナー、ベンジン、アセトン、トルエン、酢酸エチルなど）または漂白剤は使用しない。
- ・装置の清掃をするときは、電源プラグをコンセントから抜く。

4. その他の注意

- ・装置に、発煙、異臭、異常音などが発生した場合は、ただちに使用を中止し、電源プラグをコンセントから抜いて電源を切り、弊社代理店またはタカギセイコー営業部へ連絡する。
- ・装置が故障した場合、他者が間違えて使用する事がないように「故障中のため使用を禁止する」旨の表示を行う事。
- ・装置が故障した場合、弊社が認定した修理作業員以外には修理を行わない。

【保管方法及び有効期間等】

1. 保管環境

下記の条件で保管すること。

温度: -10~+55℃

相対湿度: 10~95%（結露のないこと）

気圧: 700~1060hPa

2. 耐用期間

適切な使用を行った場合に限り、8 年

〔自己認証(当社データ)による〕

3. 保管

- ・水のかからない場所に保管すること。

- ・気圧、温度、湿度、通風、日光、塵埃、塩分、硫黄分等を含んだ空気により悪影響の生じる恐れのない場所に保管する。
- ・傾斜、振動、衝撃等がない安定した場所に保管する。

【保守・点検に係る事項】

1. 日常の手入れ

- ・清掃は柔らかい布で空拭きして下さい。汚れが落ちにくい場合は水又はぬるま湯につけた布で拭いた後、乾拭きして下さい。
- ・ヒューズ切れの確認および交換の際には、必ずメインスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜いて作業して下さい。
- ・ヒューズは必ず指定されたものを使用して下さい。
- ・上記以外の内容に関する保守・点検は製造販売業者へ連絡してください。

2. 取扱い業者による保守点検

- ・使用者による保守点検事項と同等の内容
- ・装置の機能、性能に関する保守点検は取扱い業者では行わず製造販売業者へ連絡をする。

【製造販売業者および製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者：株式会社タカギセイコー

製造業者：株式会社タカギセイコー